案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第101号 市道路線の認定につい て申し上げます。

本案は、本市の宅地開発事業により整備した 道路4路線及び既存の公衆用道路1路線につい て道路法第8条第2項の規定により市道路線の 認定を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、現に住民が利用し ていない部分を市道に認定する必要性はあるの か。また、その判断基準は何かとの質疑がなさ れ、建設課長からは、将来的な利用可能性があ る用地部分を含めて1路線として認定したいと 考えているとの答弁を受けたところであります。 また、建設調整主幹からは、南下町線は、車両 基地である公共施設に通じる公衆用道路である ので、市道認定基準に関する要綱に基づき、市 道認定は可能であると判断しているとの答弁を 受けたところであります。

採決の結果、議案第101号は全員一致で原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号 長井市特別用途地区建 築条例の一部を改正する条例の制定について申 し上げます。

本案は、都市機能の無秩序な拡散を防止し、 中心市街地を活性化し魅力ある都市空間を形成 するため、特別用途地区内に大規模集客施設の 立地を規制するに当たり、都市計画審議会の承 認を経て、必要な事項を定めるために提案され たものであります。

採決の結果、議案第103号は全員一致で原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりま した案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 副委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません 長報告のとおり決定いたしました。 か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇小関勝助議長 質疑がないので、質疑を終結い 予算特別委員会審査報告

たします。

それでは、日程第2、議案第100号 財産の 取得についてから、日程第4、議案第103号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する 条例の制定についてまでの3件について、討論 の通告がありませんので、討論を終結し、順次 採決いたします。

まず、日程第2、議案第100号 財産の取得 についての1件について、産業・建設副委員長 の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するに賛 成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第100号は、産業・建設副委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第101号 市道路線の 認定についての1件について、産業・建設副委 員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するに賛 成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**〇小関勝助議長** 起立全員であります。

よって、議案第101号は、産業・建設副委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第103号 長井市特別 用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定 についての1件について、産業・建設副委員長 の報告は、原案可決であります。

産業・建設副委員長報告のとおり決するにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇小関勝助議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、産業・建設副委員

**〇小関勝助議長** 次に、予算特別委員会の審査の 報告を求めます。

蒲生光男予算特別委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○蒲生光男予算特別委員長 おはようございます。 平成26年第8回市議会定例会において、予算 特別委員会に付託になりました議案第104号 平成26年度長井市一般会計補正予算第8号を初 め特別会計補正予算4件の平成26年度補正予算 案5件について、審査いたしました経過と結果 についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月8日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、1名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第104号 平成26年度長井市一般会計補 正予算第8号、議案第105号 平成26年度長井 市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案 第106号 平成26年度長井市公共下水道事業特 別会計補正予算第2号、議案第107号 平成26 年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正 予算第1号並びに議案第108号 平成26年度長 井市介護保険特別会計補正予算第3号の補正予 算5件につきましては、いずれも全員一致で原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果でありますが、当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇小関勝助議長** 質疑もないので、質疑を終結い たします。

まず、日程第5、議案第104号 平成26年度 長井市一般会計補正予算第8号の1件について、 討論の通告がありませんので、討論を終結し、 採決いたします。

議案第104号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立全員)

**〇小関勝助議長** 起立全員であります。

よって、議案第104号は、予算特別委員長報 告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第105号 平成26年度 長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号から、日程第9、議案第108号 平成26年度長井 市介護保険特別会計補正予算第3号までの4件 について、討論の通告がありませんので、討論 を終結し、一括して採決いたします。

日程第6、議案第105号から、日程第9、議 案第108号までの4件について、予算特別委員 長の報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第105号、議案第106号、議案第 107号、議案第108号は、予算特別委員長報告の とおり決定いたしました。

## 委員会付託の省略について